

○基準点の保全にご協力下さい。

・基準点とは

地籍調査の中で土地を測量する為に必要な点です。地籍調査で使用する基準点には以下の2種類があります。

1. 都市再生街区基準点

設置者は国土交通省です。主に国道、道道、市道などの公道に設置されています。無断で撤去、移設、損壊等はしないで下さい。



2. 地籍調査用図根多角点

設置者は留萌市です。主に公道及び官公署の所管する土地に設置されますが、現地の状況によっては、民地に設置をお願いすることがあります。調査が完了するまでは、撤去、移設、損壊等はしないで下さい。

